

令和 7 年度

堺市上下水道局内部統制評価報告書

令和 8 年 7 月

令和 7 年度堺市上下水道局内部統制評価報告書

堺市上下水道事業管理者 森 功一は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第4項の規定の趣旨を踏まえ、令和7年度の内部統制の整備及び運用状況について評価を行い、報告書を作成しました。なお、この報告書は、同条第5項の規定による監査委員の審査の対象ではありません。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

内部統制とは、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別・評価し、対応策を講じること、事務の適正な執行を確保するための取組です。

内部統制の取組は、これまでも業務に組み込まれ、継続的に見直されながら組織内の全ての者により遂行されてきました。

上下水道局は、地方自治法第150条の適用対象ではありませんが、同条第1項の規定の趣旨を踏まえ、令和2年4月1日付けで「堺市上下水道局内部統制に関する方針」を策定し、上下水道事業管理者の担任する事務のうち、財務に関する事務、情報管理に関する事務、その他上下水道局における全ての事務事業を内部統制の対象とする事務（以下「内部統制対象事務」という。）と位置付け、内部統制制度の体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

(1) 概 要

令和7年4月1日から令和8年3月31日までを評価対象期間とし、令和8年3月31日を評価基準日として、内部統制対象事務について、局内全体の内部統制の評価と業務レベルの内部統制の評価を実施しました。

なお、以下の記述中、特に記載のない限り、組織名や例規等の検証資料は令和8年3月31日現在のものをさします。

(2) 評価方法

ア 局内全体の内部統制の評価

局内全体の内部統制の評価については、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（令和6年3月総務省。以下「総務省ガイドライン」という。）の評価項目を参照し、内部統制の基本的要素ごとに設けた評価項目について、条例、規程、マニュアル等の検証資料に基づき、評価部署（上下水道局 総務部 総務課）による独立的評価（独立した部署での評価）として確認を行い、内部統制対象事務に係る不備の有無を把握することにより、内部統制が有効に整備され、又は運用されていたかを評価しました。

イ 業務レベルの内部統制の評価

業務レベルの内部統制の評価については、まず、各課において、リスクの発生を防止するための対応策を整備の上、事務の適正な執行が確保されていたかの自己点検及び自己評価を行いました。

その上で、これらの各課の自己評価結果や各種資料に基づき、評価部署において、内部統制対象事

務に係る不備の有無を把握し、不備が発生した場合に是正及び改善が適切に実施されていたかなどの観点から、内部統制が有効に整備され、又は運用されていたか、独立的評価を行いました。

(3) 有効性の評価

内部統制対象事務について、評価対象期間の最終日である評価基準日において整備上の不備（内部統制が存在しないもの、規定されている方針及び手続では内部統制の目的を十分に果たすことができないもの等）又は評価対象期間において運用上の不備（整備された内部統制が適切に守られていないもの）が存在する場合に、内部統制は有効に整備され、又は運用されていないものと判断するものです。

なお、総務省ガイドラインでは、内部統制の不備のうち、地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いものや実際に生じさせたものが存在した場合に、内部統制は有効でないと判断し、内部統制評価報告書に記載することとされていますが、上下水道局では、これに限ることなく内部統制の有効性を評価することとし、「4 不備の是正に関する事項」として不備の概要をまとめて記載しています。

3 評価結果

上記の評価手続に基づいて局内全体の内部統制の評価と業務レベルの内部統制の評価を実施し、内部統制の有効性について下記のとおり判断しました。

(1) 局内全体の内部統制の評価

内部統制の基本的要素（①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング、⑥ICTへの対応）ごとに設けた評価項目について、次表に記載する主な検証資料に基づいて確認を行ったところ、内部統制対象事務に係る不備は把握されなかったため、内部統制は有効に整備され、及び運用されていたと判断しました。

評価項目	主な検証資料
① 統制環境	
1-1 事務を適正に管理及び執行する上で、誠実性と倫理観が重要であることを示しているか。	・堺市上下水道局内部統制に関する方針 ・堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）
1-2 組織に求める誠実性と倫理観を職員の行動及び意思決定の指針となる具体的な行動基準等として定め、職員及び外部委託先並びに住民等の理解を促進しているか。	・堺市職員及び組織の活性化に関する条例 ・堺市職員力・組織力向上基本方針 ・不祥事根絶に向けた職員行動方針
1-3 行動基準等の遵守状況に係る評価プロセスを定め、職員等が逸脱した場合には、適時にそれを把握し、適切に是正措置を講じているか。	・堺市職員及び組織の活性化に関する条例 ・堺市上下水道局職員の懲戒処分の基準に関する規程（平成25年上下水道局管理規程第11号）
2-1 内部統制の目的を達成するために適切な組織構造について検討を行っているか。	・堺市上下水道局事務分掌規程（昭和40年水道事業所管理規程第2号）

2-2 内部統制の目的を達成するため、職員、部署及び各種の会議体等について、それぞれの役割、責任及び権限を明確に設定し、適時に見直しを図っているか。	・堺市上下水道局事務分掌規程 ・堺市上下水道局決裁規程（昭和 43 年水道局管理規程第 11 号）
3-1 内部統制の目的を達成するために、必要な能力を有する人材を確保及び配置し、適切な指導や研修等により能力を引き出すことを支援しているか。	・堺市職員力・組織力向上基本方針 ・上下水道局研修計画
3-2 職員等の内部統制に対する責任の履行について、人事評価等により動機付けを図り、逸脱に対する適時かつ適切な対応を行っているか。	・堺市職員の人事評価に関する規則（平成 25 年規則第 146 号） ・人事評価の評価項目（能力評価基準表）
② リスクの評価と対応	
4-1 個々の業務に係るリスクを識別し、評価と対応を行うため、業務の目的及び業務に配分することのできる人員等の資源について検討を行い、明確に示しているか。	・堺市職員定数条例（昭和29年条例第3号）
4-2 リスクの評価と対応のプロセスを明示し、それに従ってリスクの評価と対応が行われることを確保しているか。	・堺市内部統制取組マニュアル
5-1 各部署において、当該部署における内部統制に係るリスクの識別を網羅的に行っているか。	・リスク一覧表
5-2 識別されたリスクについて、以下のプロセスを実施しているか。 (1) リスクが過去に経験したものであるか否か、局内全体のものであるか否かを分類する。 (2) リスクを質的及び量的（発生可能性と影響度）な重要性によって分析する。 (3) リスクに対していかなる対応策をとるかの評価を行う。 (4) リスクの対応策を具体的に特定し、内部統制を整備する。	・リスク一覧表
5-3 リスク対応策の特定に当たって、費用対効果を勘案し、過剰な対応策をとっていないか検討し、事後的に、その対応策の適切性を検討しているか。	・リスク一覧表
6-1 本市において過去に生じた不正及び他の団体等において問題となった不正等が生じる可能性について検討し、不正に対する適切な防止策を策	・堺市職員及び組織の活性化に関する条例 ・堺市職員の公正な職務の確保に関する要綱（平成16年制定）

定し、不正を適時に発見し、適切な事後対応策をとるための体制の整備を図っているか。	・堺市職員の公正な職務の確保に関する要綱事務処理要領（平成16年制定） ・不祥事根絶に向けた職員行動方針
③ 統制活動	
7-1 リスクの評価と対応において決定された対応策について、各部署において、実際に指示どおりに実施されているか。	・各課の自己評価報告書
7-2 各職員の業務遂行能力及び各部署の資源等を踏まえ、統制活動についてその水準を含め適切に管理しているか。	・点検項目一覧表 ・リスク評価シート
8-1 内部統制の目的に応じて、以下の事項を適切に行っているか。 (1) 権限と責任の明確化 (2) 職務の分離 (3) 適時かつ適切な承認 (4) 業務の結果の検討	・堺市上下水道局事務分掌規程 ・堺市上下水道局決裁規程 ・各種業務マニュアル ・リスク評価シート
8-2 内部統制に係るリスク対応策の実施結果について、担当者による報告を求め、事後的な評価及び必要に応じた是正措置を行っているか。	・リスク評価シート
④ 情報と伝達	
9-1 必要な情報について、信頼ある情報が作成される体制を構築しているか。	・堺市上下水道局文書規程（平成21年上下水道局管理規程第5号） ・文書事務の手引 ・堺市広報広聴委員等設置規程（平成13年庁達第22号） ・堺市上下水道局広報企画委員会要綱（昭和61年制定） ・広報媒体マニュアル ・堺市ホームページ作成マニュアル ・堺市上下水道局ホームページ運用ルール
9-2 必要な情報について、費用対効果を踏まえて、外部からの情報を活用することを図っているか。	・広聴事務マニュアル ・堺市市政への提案箱制度要綱（平成15年制定）
9-3 住民の情報を含む、個人情報等について、適切に管理を行っているか。	・堺市情報公開条例（平成14年条例第37号） ・個人情報取扱事務届出 ・堺市上下水道局個人情報の適正管理に関する要綱（平成19年制定）

10-1 作成された情報及び外部から入手した情報が、それらを必要とする部署及び職員に適時かつ適切に伝達されるような体制を構築しているか。	・経営幹部会議、6部会議、管理職全体会議 ・庁内LAN（全庁掲示板、電子メール、Teams等） ・広聴事務マニュアル
10-2 組織内における情報提供及び組織外からの情報提供に対して、かかる情報が適時かつ適切に利用される体制を構築し、当該情報提供をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しているか。	・堺市職員の公正な職務の確保に関する要綱 ・堺市職員の公正な職務の確保に関する要綱事務処理要領 ・堺市行政機関に対してなされた公益通報等の処理等に関する要綱（平成19年制定）
⑤ モニタリング	
11-1 内部統制の整備及び運用に関して、組織の状況に応じたバランスの考慮の下で、日常的モニタリング及び独立的評価を実施し、それに基づく内部統制の是正及び改善等を実施しているか。	・リスク評価シート
11-2 モニタリング又は監査委員等の指摘により発見された内部統制の不備について、適時に是正及び改善の責任を負う職員へ伝達され、その対応状況が把握され、モニタリング部署又は監査委員等に結果が報告されているか。	・リスク評価シート ・内部統制評価報告書 ・監査結果報告、監査結果に基づく措置通知書
⑥ ICTへの対応	
12-1 組織を取り巻くICT環境に関して、いかなる対応を図るかについての方針及び手続を定めているか。	・堺市ICT戦略 ・堺市IT調達ガイドライン
12-2 内部統制の目的のために、当該組織における必要かつ十分なICTの程度を検討した上で、適切な利用を図っているか。	・情報セキュリティポリシー ・自作システム管理ガイドライン
12-3 ICTの全般統制として、システムの保守及び運用の管理、システムへのアクセス管理並びにシステムに関する外部業者との契約管理を行っているか。	・情報セキュリティポリシー ・堺市IT調達ガイドライン
12-4 ICTの業務処理統制として、入力される情報の網羅性や正確性を確保する統制、エラーが生じた場合の修正等の統制及びマスター・データの保持管理等に関する体制を構築しているか。	・情報セキュリティポリシー ・堺市ISMS、同マニュアル

(2) 業務レベルの内部統制の評価

各課における不備を記録したリスク評価シートの内容や、記録されていない不備の有無等について各種資料に基づき不備の発生状況の点検を行ったところ、整備上の不備は見当たらず、有効に整備されていたものと判断しました。

一方、評価対象期間において内部統制対象事務に係る運用上の不備が次表のとおり 10 件把握されたことから、内部統制の一部は有効に運用されていなかったものと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

内部統制の評価手続により把握した業務レベルの内部統制における運用上の不備については、適宜、是正措置及び改善措置が講じられており、適切に対応しているものと判断しました。

大分類	小分類	件数	不備の内容	是正及び改善措置の内容
1 予算執行	1 予算執行	0	—	—
2 収入	1 調定	0	—	—
	2 徴収	0	—	—
	3 納入通知	0	—	—
	4 収入	0	—	—
	5 債権管理	0	—	—
3 支出	1 契約の締結	5	資機材調達の公募において、仕様書に記載した「参考商品」が要件を満たさない商品であった。	物品購入起案時に、物品の調達内容が明確に分かるよう、カタログなどの資料を添付することを徹底するようにした。
			工事の入札において、「堺市建築都市局建築部週休 2 日制工事実施要領」の積算基準に則り積算を行っていたが、特記仕様書には「堺市上下水道局週休 2 日制工事試行要領」に基づくこととする旨誤って記載した。	積算時に関係部局へも検算を依頼する等により、正確性を担保できるよう重層的な対応を講じることとした。
			工事の入札において、標準工区数の設定を誤り、旅費交通費の積算に誤りが生じた。	設計書確認段階で修正があった場合、修正箇所について監査者・審査者への正確な伝達を行い、修正が正確に反映されているかの確認を徹底する。

			工事の入札において、週休 2 日制に係る補正係数が変更されたにもかかわらず、誤って変更前の補正係数を適用した。	積算システムにおいて使用経費の年度選択の確認を徹底し、出力される経費計算書においても補正係数が最新の基準に沿ったものになっているかの確認を徹底する。
			委託業務において、1 業者から 2 業者分の見積書が提出されたにもかかわらず、それを受理して契約事務を行った。	再発防止に向けた課内研修を行い、公務員倫理や契約事務におけるコンプライアンスの徹底を再喚起した。
	2 契約の履行の確保	1	施設の保守点検業務において、受注者が業務実施に先立って提出すべき業務計画書を業務開始後に提出した。さらに発注者の同意を得ないまま再委託を行っていた。	受発注者双方が、業務実施前に履行すべき事務項目を整理・共有し、その後も進捗管理簿を用いて、履行状況を入念に確認することとした。
	3 支払	0	—	—
4 現金 切手等	4 補助金の交付	0	—	—
	1 現金、切手等	0	—	—
	2 公金外現金	0	—	—
5 資産	1 公有財産	1	固定資産である集中検針盤について、実地確認が不十分であり、その適正な管理・把握ができていなかった。	現地写真及び所在図を今後の実地確認の際に活用し、固定資産の台帳及び現地確認を徹底する。
	2 物品	0	—	—
6 情報管理	1 個人情報の管理	1	水道メーターの検針時に、受託業者が「ご使用水量のお知らせ」（検針票）を誤って別の利用者のポストに投函した。	検針票の投函が不要なポスト位置の確認をマニュアル上の基本動作に盛り込み、投函不要なポストであることを明確に認識することにより誤投函を防止することとした。
		0	—	—
	2 機密情報の管理	0	—	—
	3 情報の発信	0	—	—

7 例規	1 規定整備	0	－	－
8 文書	1 文書管理	1	公文書（契約締結報告書、支払整理簿）について、文書の編綴方法を変更した際等に誤って廃棄した。	文書廃棄（シュレッダー等）時に文書内容を確認し、必要な文書の混入が無いかの確認を徹底する。 課内会議及びグループ会議にて事案を共有し、再発防止の注意喚起をした。
	2 公印管理	0	－	－
9 ICT	1 システム	0	－	－
10 その他	99 その他	1	下水道使用料の過誤納金について、還付事務手続が遅延し、遅延利息額が増加した。	還付手続の事務フローを見直し、還付までの事務を迅速化・効率化した。また、未経験者でも還付手続をしっかりと習得できるよう、マニュアルを改定した。
合 計		10		

※ 上記の表は、内部統制対象事務について、堺市上下水道局が想定したリスクをまとめたリスク一覧表の分類ごとに作成したものです。

令和 8 年 7 月 22 日 堺市上下水道事業管理者 森 功 一